実績評価書

(厚生労働省24(Ⅳ-2-1))

	ı					(厚:	生労働省240	(V-2-1))
施策目標名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標IV-2-1)							
施策の概要	本施策は、以下4点のことを推進するために実施しています。 ①雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること ②中小企業等の雇用管理の改善を支援すること ③事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること ④離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること							
	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積的雇用政策の推進に取り組む必要があります。このような観点から、(1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援(2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進(3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進(4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関 連計画等)	【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金・・・雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金・・・雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)・・・旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 建設雇用改善助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)地域雇用機会創出等対策費:地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費(全部) [平成25年度予算額: 177,163,361千円]							
		区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
│ │施策の予算額・執行額等		当初予算(a)	120,585,748	811,038,278	449,513,993	264,706,671	177,163,361	163,135,179
	予算の 状況	補正予算(b)	615,056,017	0	730,086,977			
※「執行額」欄には、独法 の運営費交付金は含まな	(千円)	繰越し等(c)	0	▲2,832,712	280			
い。		合計(a+b+c)	735,641,765	808,205,566	1,179,601,250	264,706,671	177,163,361	163,135,179
	執行	執行額(千円、d)		381,087,022	311,067,566	171,600,551		
	執行率(%、d/(a+b+c))		95.3%	47.2%	26.4%	64.8%		
施策に関係する内閣の重	施政方針演説等の名称			年月日 関係部分(概要·記載箇所)				・記載箇所)
要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	-			- -				

	指標1 受給資格者創業支援助成金の	基準値	実績値					目標値
測定指標	支給を受けた事業主が法人等 の設立から1年経過後に		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	①雇用している労働者 ②事業継続割合	_	①1.85 ②97.3%	①2.00 ②97.3%		①2.20 ②97.6%	①2.07 ②98.1%	(平成25年度より 事業廃止)
	年度ごとの目標値		①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	

15.17.	基準値	Ī		実績値			目標値
指標2 中小企業基盤人材確保助成金	- 基準順						
の支給を受けた事業所と支給 を受けていない事業所における	/_	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均雇用増加数の差	_	_	_	_	0.9人	0.7人	(平成25年度より 事業廃止)
年度ごとの目標値	/	_	_	_	2.3人以上	2.4人以上	
指標3	基準値		目標値				
中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
組合等の構成中小企業者の平 均求人充足率	_	31.7%	39.2%	54.2%	87.5%	85.3%	(平成25年度より 事業廃止)
年度ごとの目標値		22.0%以上	22.0%以上	35.0%以上	35.0%以上	35.0%以上	
指標4	基準値	実績値					目標値
平成24度の4月~6月に雇用調整助成金を利用した事業所に おける対象被保険者の6か月経		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
過後の雇用維持率	_	_	_	93.3%	93.8%	92.2%	90.0%
年度ごとの目標値		_	-	85.0%	85.0%	90.0%	
指標5	基準値	実績値					
再就職支援給付金の対象と なった者のうち1か月以内で再		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
就職を果たした者の割合	_	_	_	26.2%	19.6%	28.0%	20.0%
年度ごとの目標値		_	_	40.0%	40.0%	40.0%	
	基準値	実績値					
指標6 (財)産業雇用安定センターに おける出向・移籍の成立率		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
の17る山内・移籍の成立年		40.0%	43.1%	60.5%	60.6%	56.9%	49.0%以上
年度ごとの目標値	/	43.0%以上	33.0%以上	37.0%以上	45.0%以上	49.0%以上	
指標7	基準値	実績値					
実践型地域雇用創造事業の利 用求職者の就職件数	24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	(※1)	_				集計中	(※2)
年度ごとの目標値	###	_	(※1)				
指標8 建設雇用改善助成金があった ことにより教育訓練又は雇用管	基準値	20年度	21年度	実績値 	23年度	24年度	25年度
理改善の取組を実施することができた事業主等の割合		80.1%	92.6%	79.7%	98.9%	98.8%	(平成25年度より 指標の見直し)
年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
指標9	 基準値		目標値				
港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣の		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
あっせんを行うことによる派遣 成立の割合		84.9%	64.3%	84.9%	87.0%	91.4%	80.0%
年度ごとの目標値	/	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	

(※1)実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/24年度 (※2)実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/25年度

<雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び 雇用改善を図ること> ・測定指標1については、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主 について、法人等の設立から1年経過後に、①雇用している労働者数の平均 が2.07人(目標値2人以上)、②事業を継続している割合が98.1%(目標 値95%以上)と、それぞれの成果目標を達成できたところであり、これは雇用 保険受給資格者自らの創業に要した費用の一部について助成支援が行われ たことにより、当該受給資格者の自立と併せ、雇用の創出について有効的で あったと評価できます。 ・測定指標7については、実績を集計していることであり、有効性の評価を行う ことは現時点ではできない。 <中小企業等の雇用管理の改善を支援すること> ・測定指標2については、24年度目標対しては、未達成、測定指標3について は、24年度目標に対して、達成したものの、実績を踏まえ、事業内容の見直し を行った結果、平成24年度限りで、事業を終了することとした。 ・測定指標8については、測定指標の結果から教育訓練又は雇用管理改善の 取組を実施した事業主等の割合80%という目標を達成しました。 主な理由としては被災地に対する高率助成及び事業主等のニーズに合わせ た助成メニューの実施を行うことができたからと考えられます。 ・測定結果9については、測定指標の結果から派遣可能労働者の派遣のあっ 有効性の評価 せんを行うことによる派遣成立の割合80%という目標を達成しました。主な理由 としては雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修を通じて、港湾労働者派 遣事業の理解を深めることができたからだと思います。 <事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防す ・測定指標4については、平成24年度に目標値の引き上げを行い、実績は前 年より若干低下したものの92.2%と3年連続で目標を達成しました。これは、利 用事業主が、高い割合で半年後においても引き続き雇用維持を図っており、本 助成金が労働者の失業の予防や雇用の安定について有効に働いていたと評 価できます。 <離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること> ・測定指標5については、24年度目標に対して未達成であったものの、平成25 年3月から、現下の雇用情勢、特に中高年の再就職が厳しい状況を踏まえ、45 歳以上55歳未満の労働者については、助成率を1/2から2/3に引き上げると いった事業の内容の見直しを行うこととした。 ・測定指標6については、出向・成立率の目標値を上回る実績となった。平成2 4年度においては、電気・電子機器メーカーを中心とした雇用リストラに対し て、適切に対処し、出向・移籍のあっせん成立件数も対前年度比17%増の1 O. 042件となるなど、その有効性は評価できるものである。 <雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び 雇用改善を図ること> ・受給資格者創業支援助成金については、法人等設立から1年経過後に事業 継続している事業所に対する1件あたりの平均支給額が、前年度は1,389,332 円でしたが、当年度は1,335,012円に減少したことから、効率性の改善が図ら れたところです。 ・実践型地域雇用創造事業については、有効性の評価と同様、実績を集計し ているところであり、現時点では、効率性の評価を行うことはできない。 <中小企業等の雇用管理の改善を支援すること> ・中小企業に対する人材確保に係る助成金については、費用対効果等を勘案 した結果、平成24年度で限りで事業終了することとした。 ・建設雇用改善助成金については、対象事業主等に一律に定額を支給するも のではなく、取組内容に応じて、助成率・助成額を設定しており、実態に即した 金額を支給しているため、効率的であるといえます。 ・港湾労働者派遣事業については、平成23年度に22名が従事した結果、派遣 契約成立数が25,100件であったが、平成24年度には、同数の22名が従事した 結果、派遣契約成立数が28,106件となっており、前年度に比して効率的に実 効率性の評価 施できたと考えられます。 <事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防す 評価結果と 今後の方向性 ・雇用調整助成金については、対象事業主に一律に定額を支給するものでは なく、企業規模、雇用維持の方法に応じて、複数の助成率・助成額を設定して おり、実態に即した金額を支給しているため、効率的であるといえます。 <離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること> ・再就職支援(再就職支援給付・産業雇用安定センター)については、平成25 年3月に助成率の見直しを実施したことにより、効率的な支援に努めている。 ・産業雇用安定センターの出向・移籍のあっせん成立件数1件当たりのコスト が対前年度比で14.2%減の190,535円と低コストで実行することができ、 効率的に実施できたものと評価する。

|<雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び |雇用改善を図ること>

【現状分析/今後の方向性】

・測定指標1については、平成24年度に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおいて、雇用保険制度の中で本事業を行う妥当性、他事業との整合性などの議論の結果、事業の廃止との評価結果を受けたことを踏まえて、平成24年度限りで事業廃止とした。

<中小企業等の雇用管理の改善を支援すること>

【現状分析】

測定指標2・3については、予算執行については適切に行われていたものの、 費用対効果等を踏まえて、平成24年度限りで事業終了とした。

測定指標8については、現在、建設業界については技能労働者不足や社会保険未加入等の雇用環境に関する問題点が指摘されており、教育訓練や雇用改善に対する支援を行う本施策は必要であるといえます。また、近年では若年労働者の確保・育成が課題になっています。

測定指標9については、港湾労働者派遣制度に対する理解を深めたことにより、目標を概ね達成しており、一定程度の雇用管理の改善が図られてきたところですが、港湾労働の特殊性(波動性及び第三者手配師の介入等)により、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にあることから、さらなる、雇用管理の改善等が課題となっております。

【今後の方向性】

評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評 価)と今後の方向性)

測定指標8については、平成25年度より「建設労働者確保育成助成金」を創設したところであり、若年労働者の確保・育成等についても支援を行っていくこと、また、測定指標9についても、引き続き、雇用管理の改善等の事業を実施していくところです。

<事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること>

【現状分析】

・測定指標4については、東日本大震災の影響により一時的に増加したものの、平成24年度における利用事業所数については概ね減少傾向が続き、1月あたりの利用事業所数はおよそ3万事業所となっております。また、経済状況の変化や政策提言型省内事業仕分けの提言等を受け、段階的に要件の見直しを行うこととし、平成24年10月1日に最初の制度見直しを行いました。

【今後の方向性】

・平成25年度においても、引き続き要件の見直しを行い、効果的・効率的な執 行に努めていきます。

<離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること> 【現状分析】

測定指標5-6については、労働者の雇用の安定を図る上で重要であり、国民のニーズも高く、優先度は高い。目標達成に向けた支援の効率化、重点化が課題である。

【今後の方向性】

引き続き成果目標の達成状況や産業競争力会議での議論を踏まえながら、より効率的な事業ができるよう改善方策を検討していく必要がある。

	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・事業内容の見直し等により、減額となった。				
評価結果の政策への 反映の方向性	税制改正要望について	_				
	機構・定員について	_				

学識経験を有する者の知 見の活用

第2回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成25年7月4日)において、以下のご指摘をいただきました。

- ・指標4について、雇用調整助成金について、予算がどのように執行されて指標5に反映されているのかを明らかにすべき。
- ・指標5について、再就職支援にどれだけのお金が使われているかきちんと示すことが必要ではないか。
- ・指標の数を見直し、指標を一定数に絞った内容で、政策評価を行うべきではないか。

これらの御意見については、次年度の事前分析表の作成を行う際に、検討してまいります。

【関連法令】 〇雇用保険法 (http://wwwhourei.mhlw.go.ip/cgibin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FI RST&POS=0&HITSU=239) 〇地域雇用開発促進法 (http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1274) 〇建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgi- bin/t.docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1258) 〇港湾労働法(http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1264) 【関連事業の行政事業レビューシート】 〇受給資格者創業支援助成金(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0564.pdf) ○ 文明支信信局兼义该场成业(ttp://www.mhlm.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/1004.pdf) ○中小企業基盤人村確保助成金(http://www.mhlm.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0561.pdf) ○雇用調整助成金(http://www.mhlm.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0561.pdf) 〇中小企業緊急雇用安定助成金(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0562.pdf) 参考·関連資料等 〇労働移動支援助成金(再就職支援給付金)(http://www.mhlw.go,jp/jigyo_shiwake/gyuusei_review_sheet/2012/h23_pdf/0566.pdf) 〇産業雇用安定センター運営費(http://www.mhlw.go,jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0576.pdf) 〇重点分野雇用創造事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0286.pdf) ○沖縄離職者雇用対策費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0520.pdf)
○地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0568.pdf) 〇地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0569.pdf) 〇地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0570.pdf) 〇通年雇用奨励金(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0571.pdf) 〇試行雇用奨励金(季節労働者)(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0573.pdf) 〇沖縄早期離職者定着支援事業(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0578.pdf) ○季節労働者通年雇用促進等事業費(http://www.mhlw.go,jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0580.pdf) 〇地方就職希望者活性化事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo.shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0581.pdf) 〇実践型地域雇用創造事業(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0579.pdf) 〇建設雇用改善助成金(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0946.pdf) ○建設權/N&自分/// (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0586.pdf)

担当部局名 職業安定局 作成責任者名 ^{雇用開発課長 北條 憲一}地域雇用対策室長 石垣 健彦 政策評価実施時期 平成25年9月